

綱 領

- われわれは、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて吾々の権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
- われわれは、常に暴力と独裁を排し自由にして明朗なる民主的労働組合としての健全なる発展を期する。
- われわれは、赤十字の民主化と近代化を促進することによって、その人道的任務の達成に寄与する。

日赤新労

平成20年
9月25日
発行
第202号

発行所
日本赤十字新労働組合連合会
(日赤新労)
東京都港区浜松町2-6-8伸和ビル1F
TEL (03) 3433-3028
FAX (03) 3432-4560
Eメール shinro@shinro.org
ホームページ http://www.shinro.org/
発行責任者 渡辺 智恵



平成20年度

第二回中央委員会開催

ベア、時短等について審議

九月七日、八日の両日、宮城県仙台市の「ホテルリッチフィールド仙台」において、平成20年度第二回中央委員会が開催された。会議には全国加盟組より中央委員及びオブザーバー等約七〇名の参加のもと、議題の平成20年度ベアや年末手当等について慎重な審議が行われた。また、七日には幹部研修会が開催され、組合活動におけるインターネットの活用をテーマとした講演が行われた。

第二回中央委員会は、開会のごとく、資格審査と、内閣府は六月の景気動向指数の基調判断を「局面変化」から「悪化」と下方修正し、八月の政府発表の月例経済報告では「景気回復は足踏み状態」から「弱含んでいる」と景気が後退局面に入ったことを認め、戦後最大の景気拡大にも終止符が打たれたようだ。我々の生活にも影響が及

々には慎重に審議いただきたい。要求実現に向けて本部も一丸となって望んでいきたい。」

■報告事項■

一、各部報告

- 【組織部】 浜松赤十字病院施設訪問及び組合と懇談会開催
- 清水赤十字病院施設訪問
- 懇談会開催(浜松日赤、宮城血七)
- 【教宣部】 単組新任役員研修会開催
- 「組合活動と労働法」明治大学法学部講師・松岡二郎氏
- 初心者研修会開催
- 【IB】 八月二十三日開催
- 【2B】 八月九日開催
- 幹部研修会開催
- 「組合活動におけるインターネットの活用」(村井知生氏)

■審議事項■

一、二十年度ベアについて各ブロック代表中央委員から第二回ブロック会議での審議結果が報告され、途中、臨時ブロック会議を挟んで、今年度ベアについては定算込み三%を要求し、今後の交渉については本部一任と決定された。

二、年末手当について各ブロック会議での審議結果が報告され、賛成多数で次の通り決定された。

- 【統一要求額】 三三・五割十一律五万円
- 【統一要求日】 本部一任
- 【統一要求日】 本部一任
- 【統一要求日】 本部一任

—幹部研修会— 『組合活動におけるインターネットの活用』

村井 知生 氏 (村井 知生 氏)

九月七日(日)、第二回中央委員会に先立ち幹部研修会が開催され、当組合のホームページを管理されている村井知生氏に、「組合活動におけるインターネットの活用」について講演が行われた。

②個人組合員の加入 血液センターの集約化や施設間の人事交流で異動が増えていることから、個人組合員の加入に賛成する意見が多い一方で、受入れ体制等の問題点を懸念する声も聞かれた。協議の結果、組合規約の改正も含めて本部で素案を作成し、第三回中央委員会に引き続き検討していくことになった。

活用」というテーマで講演していただきました。パソコンの普及にともない、ここ十年足らずでインターネットが当たり前のようにならざるを得ない時代ですが、今更ながら聞きにくいことも含めて、講演を依頼しました。講師の村井氏もこのような機会が初めてのようなので、村井氏が考える労働組合とその活動に、インターネットの有用性の話を足がかりとして、持論を展開されました。

「情報集約型」「イメージ重視型」「テキスト告知型」「一点集中型」と四つに大きくわけたカテゴリに大きくわけたカテゴリの労働組合のホームページを紹介していただいた上で、当組合のホームページのコンセプトや、実際の場面でアクセスしながらページの見え方、使い方を教えるという内容で講演が行われた。

また、一般的なインターネットの仕組みから、アクセスすることの怖さと有用性の話し、メールのやり取りの常識や注意点、昨年から病院看護部で活用しているメールリンクリストのメリットとデメリット、さらに日赤新労のホームページの活用と充実に向けてお力を貸してほしいと思います。村井氏も「ホームページで組織の健全性や拡張性を見ることができると発言された。知恵を出し合っていて、皆さんに愛着を持っていただけたような意義のあるホームページになっています。」(教宣部)

八月十一日の人事院勧告では、ベア・ボーナスともに据え置き措置がとられた。本日も人事院勧告を踏まえ、給与改定については俸給表の改定を行わず、諸手当については医師確保調整手当の定額分についてのみ引き上げる内容の回答を行った。所定労働時間の短縮の実施を検討していく回答もあったが、これについては本部としても積極的に協議に参加する旨を伝えていた。いずれにしても、本社回答については本会議で機関決定していくこととしているので、中央委員の方

二、一般経過報告
資料にそって、今年度ベアの交渉経過を中心に本部活動報告が行われ、賛成多数で承認された。

また、本部より、組合小冊子「組合のはなし」の改訂版を次年度発行に向けて作業を進めていることが報告された。

①専門部会の活動について
専門部会(病院部、血液センター部、女性部)の活動において、「定期全国大会時にも一年間の活動報告として専門部会を開催してはどうか」という第一回中央委員会での提案について協議したが、日程や専門部会の内容等に関して再度協議していくことになった。



平成20年度年末手当要求額
32.5割 + 一律5万円

私たちの日々の頑張りをボーナスに反映させよ!

日赤新労



単組新任役員研修Q&A

【給与・手当】

質問：10年前に新築購入した持ち家の住居手当が、現在まで毎月2,000円支給されていました。ところが規程で、「当該住宅を購入後10年に達するまでは2,500円を加算した額を支給する」ことを知り、事務方に確認したところ、未払いの2,500円に関しては2年分のみ遡って支給すると言われました。

回答：まずは未払いを施設側に認めさせること。申し立てをして、相手が認めた日から時効が中断されます。相手が認めなければ、半年以内に裁判所へ時効の中断の訴訟を起こすと時効が中断されます。また、住居手当が基本給の手当なのか、福利厚生の手当なのかで請求期間が変わってきます。基本給であるならば、労働基準法の管轄で2年間に遡っての支払いを請求することができます。この場合、時間外手当の算定も関わってきます。一方、福利厚生手当ならば、民法の管轄で10年に遡っての支払いを請求することができます。

【就業規則】

質問：業務量の変化により、現在の就業規則にある始業時間のみでは対応できなくなる可能性があり、時差勤務が必要とされています。施設側が一方的に就業規則を改定し、選出の始業時間などを規定した場合、有効と認められるのでしょうか。

回答：就業規則は使用者側が変更しても良いことになっています。ただ、組合もしくは過半数を代表する者の意見を沿えて、所轄監督署長に出さなければなりません。使用者側と組合がどのように協定書を交わしているかが焦点となります。

【セクハラ・パワハラ】

質問：上司が週休の前日に、職員に「明日お休みをいただきます」と挨拶をさせ、どこにいるか所在を報告させているのは、プライバシーの侵害とパワハラになるのでしょうか。

回答：言わせておけばよいでしょう。言うこと自体に問題はありません。また、仮に虚偽の申告をしても問題にはなりません。この事例の場合、心身の健康を害するようなダメージを受けないとパワハラにはならないでしょう。

※上記を含め、研修会でのQ&Aは速報No.863で各単組に送付しています。

皆さんもご存知のように、最近の医療界を取り巻く環境というものは大変厳しいものになっています。そこに従事する我々の体力的・精神的負担も、かなり増えてきていると思われま

す。また、長引く不況、原油の高騰、教育問題など仕事以外のところでも、皆さんは多くのストレスを感じていらっしゃるのではないのでしょうか。

当単組では、そういった精神的ストレスや心身の問題から職員を守るべく、数年前より当院の衛生委員会を介してディーベック株式会社と契約し、「このころのサポートシステム」というものを導入しました。簡単に概要を説明しますと、当院専用の「このころのサポートダイヤル」に電話をかけて相談する「電話によるカウンセリング」、Webによる「Web上からのメールで相談する『Webによるカウンセリング』」、グループで直接カウンセラーに相談する『面談によるカウンセリング』の三種類

があります。電話・Webカウンセリングは無料で、面談カウンセリングは一回約50分、一人年間五回まで無料となっています。いずれのカウンセリングも臨床心理士・心理カウンセラーによるメンタルサポートになっています。当然のことながら、完全守秘義務システムで、当院にも情報は提供され

ていません。当院の職員とその家族もこのサービスを利用することができ、相談内容は職場内の事のみならず、家庭の事やプライベートに関する悩み事など、ストレスや心の健康に関する事を相談できます。人それぞれストレスを発散させる方法を持っていると思います。音楽を聴いたり、運動をしたり、思いっきり飲んだり食べたり歌ったり等々、それでもなかなか解決出

北から 南から あなたのここを サポートします

芳賀赤十字病院職員組合



「(あなたの心は)元気ですか? 元気があれば来ないようでしたら、この病の予防策としてこのサポートシステムを利用してみたいか?」



(副書記長・高橋伸彰)

一ブロック会議 北海道へ ようこそ!

清水赤十字病院職員組合

八月二十三・二十四日、北海道十勝川温泉にて第二回一ブロック会議が行われました。わが清水日赤職組が日赤新労に加盟して初めての北海道開催です。十勝川温泉は、とち帯広空港からさほど遠くない距離にありますが、何しろ発着便が限られていますので、ほとんどの方が新千歳空港から来られたようで、「遠いね」とか「やっと着いた!」と北海道の広さを実感されていたようでした。北海道人は自家用車での移動を常としているので、自動車やバスなどは内地に比べてだいぶ不便かもし



第3回中央委員会
12月14日(日)~15日(月)
チサンホテル 心齋橋
大阪市中央区南船場2-4-10
TEL 06-6263-1511



私たち数名は、貫徹という、今どき修学旅行でもやらないような無謀で素敵な時間をお過ごししました。組合活動のことは勿論、仕事や子育て、新聞の読み方から人生の深い話まで、朝まで一睡もせず語り明かしました。「おかげでちつとも寝られなかったぞ!」と怒りを感じられた方、ごめんなさい。でも、一ブロックの皆さんの優しさ、頼もしさをあらためて感じることができました。

裁判員制度について

『裁判員制度ウェブサイト』より

平成16年5月21日「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立し、平成21年5月21日から裁判員制度が実施されます。

裁判員制度とは、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

【裁判員の選び方】

- ① 前年の秋頃、各地方裁判所ごとに、管内の市町村の選挙管理委員会がくじで選んで作成した名簿に基づき、翌年の裁判員候補者名簿を作成します。
- ② 前年12月頃までに、裁判員候補者名簿に記載されたことを通知します。また、就職禁止事由や客観的な辞退事由に該当しているかどうかなどをたずねる調査票を送付します。調査票を返送してもらい、明らかに裁判員にすることができない人や、1年を通じて辞退事由が認められる人は、裁判所に呼ばれることはありません。
- ③ 事件ごとに裁判員候補者名簿の中から、く

じで裁判員候補者が選ばれます。通常、1事件あたり50人から100人程度が選ばれます。

- ④ 原則、裁判の6週間前まで、くじで選ばれた裁判員候補者に質問票を同封した選任手続期日のお知らせ(呼出状)を送ります。質問票を返送してもらい、辞退が認められる場合には、呼出しを取り消しますので、裁判所へ行く必要はありません。
- ⑤ 裁判の当日、裁判員候補者は、選任手続の当日、裁判所へ行くこととなります。裁判長は候補者に対し、不公平な裁判をするおそれの有無、辞退希望の有無・理由などについて質問をします。候補者のプライバシーを保護するため、この手続は非公開となっています。
- ⑥ 最終的に事件ごとに裁判員6人が選ばれます(必要な場合は補充裁判員も選任します)。通常であれば午前中に選任手続を終了し、午後から審理が始まります。

【裁判員の仕事や役割】

- ① 公判に出席する(公開)
 - ・裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に、刑事事件の審理(公判といいます。)に出席します。
 - ・公判は、できる限り連続して開かれます。
 - ・公判では、証拠として提出された物や書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われます。裁判員から証人等に質問することもできます。
- ② 評議・評決をする(非公開)
 - ・証拠に基づいて、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論し(評議)、決定する(評決)こととなります。
 - ・議論を尽くしても、全員一致の結論が得られない場合は、評決は、多数決により行われます。ただし、有罪であると判断するためには、裁判官、裁判員のそれぞれ1名以上を含む過半数の賛成が必要です(これによって有罪とならない場合は、すべて無罪になります。)。また、どんな刑にするべきかを決めるに当たっては、評議に参加した裁判官、裁判員のそれぞれ1名以上の意見を含む過半数の意見になるまで、被告人に最も不利な意見の数を順次利益な意見の数に加えていきます。
 - ・有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかについての裁判員の意見は、裁判官と同じ扱いになります。
- ③ 判決宣告(公開)
 - ・評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決の宣告をします。
 - ・裁判員としての仕事は、判決の宣告により終了します。

※裁判員制度の詳細については、[裁判員制度ウェブサイト](#)をご覧ください。